

令和 5 年 7 月 25 日
文 京 区

職員の懲戒処分について

文京区は、下記のとおり懲戒処分を行ったので、懲戒処分公表基準に基づき公表します。

記

1 発生年月日

令和 3 年 11 月初旬から令和 4 年 7 月中旬までの期間（週 2、3 回程度）

2 被処分者及び処分内容

被処分者	職種及び職層	所属部名	年齢	処分内容
A	土木造園・主事	土木部	32 歳	戒告

（管理監督者）

被処分者	職種及び職層	所属部名	年齢	処分内容
B	土木造園・副参事	都市計画部	55 歳	訓告
C	事務・参事	土木部	57 歳	口頭注意

3 事件概要

被処分者 A は令和 3 年 11 月初旬から令和 4 年 7 月中旬までの期間、週 2、3 回程度、公用車による用務終了後、勤務時間中にも関わらず、速やかに帰庁せず、経路から外れ、隣接区に所在する弁当店に立ち寄り、弁当を購入していた。

被処分者 A が行った行為は、区民の区政に対する信用を著しく失墜させるものであり、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務に従う義務）及び同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号（法令等違反）、第 2 号（職務上の義務違反）及び第 3 号（全体の奉仕者にふさわしくない非行）に該当するため、懲戒処分を行った。

4 処分年月日

令和 5 年 7 月 25 日